

〈資料〉

2014年度 島根大学法政研究会実施報告

島根大学法政研究会は、法経学科法学分野および法務研究科の教員、ならびに人文社会科学研究科法経専攻法政コースの大学院生・研究生を主な参加者として、年5～6回のペースで開催されている。2014年度の活動報告は以下のとおりである。

なお、報告要旨は、報告者自身が作成したものを中心として掲載しているが、事務局の責任で多少の改変をくわえたものがあることをお断りしておく。

(法政研究会事務局・嘉村 雄司)

第1回 2014年7月30日

磯村 篤範 (行政法)

「最高裁 (第三小) 平成26年1月28日判決 (判例時報2215号67頁)」

【報告要旨】

一般廃棄物の収集運搬等を事業としてきた会社Xは、昭和56年4月に当該事業についての許可を得て、その後許可更新を受けてきた。しかし、平成13年以降、他社もこの事業に参加することとなり、結果的に平成25年にXは廃業するに至った。そこで、Xは、他社に与えられた許可処分の取消等を求めて訴訟を提起したが、当然、Xの原告適格が問題となった事件である。原告適格が認められるか否かに当たっては、当然、事業に係る営業上の利益が個々人の個別的利益と見なされるか問題となる。この判決を素材に、根拠法の保護法益に関する最高裁の判断枠組を改めて検討することにした。

出席者 6名

[教員] 居石正和、長谷川一年、永松正則、谷口智紀、黒澤修一郎

[弁護士] 西村信之

第2回 2014年11月26日

永松 正則（行政法）

「違法性の承継に関する平成21年最高裁判決（いわゆるたぬきの森訴訟）について」

【報告要旨】

違法性の承継とは、周知のように、行政処分が連続して行われる場合において先行行為の違法が後続行為にも承継され、先行行為の違法を理由に後続行為の取消を認める理論である。これまで違法性の承継が認められる根拠や承継が認められる範囲について議論がなされてきたが、必ずしも統一的理解が得られているとは言えない。違法性の承継に関する議論は、取消訴訟の処分性拡大論と相俟って、その重要性が改めて認識される必要があると考える。そこで平成21年最高裁判決を取り上げて違法性承継論に検討を加える。同判決は、とりわけ手続的観点から違法性の承継を認める論理を展開していると評価することができると思われる。

出席者 4名

[教員] 磯村篤範、長谷川一年、永松正則、黒澤修一郎

第3回 2014年12月17日

藤 茅裕氏（人文社会科学研究科修士2年）

「MBOにおける取締役の行為義務と公正価値移転義務」

【報告要旨】

MBO (management buyout) とは、売却会社の事業の全部または一部（または当該会社・子会社の株式）をその会社の取締役・使用人等であった者が買収して経営する場合をいう。MBOは会社から株主を締め出す行為が伴うために、締出し株主の保護をいかに図るかが重要となるが、日本法上、株式買取請求または価格決定の申立てにより、裁判所の定める公正な価格を得る権利が株主に与えられていることによって保護が図られている。

しかし、買取請求権等は、株主にとって費用や手続き面での負担が大きく、さらに、救済される株主の範囲が限られることを考慮すると、株主救済の方法としては不十分な状況であった。そのような中で、東京高判平成25年4月17日判時2190号96頁（レックス・ホールディングス損害賠償請求事件）は、MBOにおける取締役の善管注意義務の内容として、MBO実施により上昇した企業価値を株主に移転しなければならない義務（以下「公正価値移転義務」とする）が存在することを明らかにした。同判決により株主の救済手段の拡充が図られることになったが、より対象会社の株主の利益の確保に焦点を当てると、同判決で示された株主の取得価格の公正性に加え、そもそも買収者として当該会社の取締役が相応しいのか、という交渉過程の公正性においても裁判所により判断される必要があると思われる。そこで本稿においては、同判決で示された公正価値移転義務の内容を検討するとともに、同判決では示されなかった交渉過程の公正性を検討に加えることで取締役の行為義務を再検討していく。

出席者 6名

〔教員〕 江渕武彦、長谷川一年、永松正則、嘉村雄司、谷口智紀、
黒澤修一郎